

茨城県立盲学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

Ⅰ いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた幼児児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、幼児児童生徒がいじめの影響について十分に理解できるように多様な措置を講ずる。また、いじめは全ての幼児児童生徒に関わる問題あり、自分が「加害者」や「被害者」ではなかったとしても、もしいじめがあればそれを止める仲裁者となれるよう、幼児児童生徒が「いじめは絶対に許されない」という意識をもつことができるようにしなければいけない。さらに、いじめの影響の重大性を鑑み、学校・寄宿舍のみならず、家庭、地域住民、その他の関係機関と連携し、いじめの問題を克服することを目指す。

いじめの防止等の対策は、上記の理念に則り、幼児児童生徒が安心して学校生活や寄宿舍生活を送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなることを目指して行う。

(3) いじめの禁止

幼児児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(4) 学校及び教職員の責務

いじめを受けた幼児児童生徒の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、いじめが行われず、全ての幼児児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組んだり、寄宿舍で生活したりすることができるように、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校・寄宿舍一体となっていじめの未然防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にその問題に対応し、解消を図るとともに、その再発の防止に努める。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア いじめの未然防止

いじめは全ての幼児児童生徒に起こりうるものであることを踏まえ、全ての幼児児童生徒を対象として、いじめの未然防止に取り組む。

取り組みの基本となるのは、幼児児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーションを通じて、他者とともによりよく生きるための素地を養うことである。そのために、ホームルームや舎室を何でも話し合える「居場所」とする学級・寄宿舎経営を行い、幼児児童生徒が安心・安全に学校・寄宿舎生活を送り、規律ある態度で学校や寄宿舎の活動に参加できる風土を醸成する。学校における全ての教育活動の中で、体験活動を充実させ、自己指導能力を養い、自己有用感や共感的理解を育てる機会を大切にする。

こうした未然防止のための取り組みをより効果的なものにするために、教職員間で幼児児童生徒の様子について、気軽に話し合える雰囲気を作る。さらに、幼児児童生徒の様子や欠席の状況を学部等のチームで把握し、その状況に応じていじめの未然防止策の見直しを随時行う。

上記のことに関して、本校では以下のような取り組みを重点的に進める。

①幼児児童生徒の主体的な参画

(ア) 幼児児童生徒がいじめ防止のために自主的に活動を行う場合には、保護者並びに関係機関との連携を図りつつ、支援を行う。

②幼児児童生徒に対する教育・啓発

(ア) 道徳教育及び体験活動等の充実を図り、具体的な指導内容を年間計画に体系的に盛り込む。

(イ) 命の大切さや尊さを学ぶ機会を確保する。

(ウ) SOS の出し方に関する教育を行い、自殺予防教育を推進する。

(エ) 総合的な学習(探究)の時間で、互いの意見を尊重しつつ、課題解決に向けて協働することで、共感的理解や自己有用感を涵養する。

(オ) SNS を介したトラブルに関する授業を行い、情報モラル教育を推進する。

(カ) 寄宿舎での生活など、異年齢の交流を通して、思いやりの心を育てる。

(キ) コミュニティスクールを通じて、生徒が地域の大人が関心をもってきているという安心感を抱くことができるようにする。

③教職員に対する教育・啓発

(ア) 年度当初に、学校いじめ防止基本方針を全教職員で確認する。

(イ) 若手教員を対象として、いじめ未然防止に対する研修を実施し、意識啓発に努める。

④保護者、地域への周知

- (ア) ホームページに学校いじめ防止基本方針を掲載し、保護者や地域への周知を行う。
- (イ) 全体保護者会等、保護者が集まる機会がいじめ防止対策基本方針の内容を説明する。

イ いじめの早期発見のための措置

いじめは大人の目につきにくいところで起こり、遊びやふざけあいを装って行われることもある。教職員は幼児児童生徒の小さな変化を見逃さず、その背後にいじめがあるのではないかという疑いをもって、本指針に則った対応を行う。

また、インターネット上のいじめなど教職員が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多い。そのため、保護者が抵抗なくいじめについて相談できるように、平時から学校・寄宿舎が家庭と緊密な連携を行うとともに、幼児児童生徒の様子をきめ細かく把握できるようにする。また、幼児児童生徒に対しても、抵抗なく相談できるように、定期的な調査を実施する。

加えて、より多くの大人が幼児児童生徒の悩みを受け止めるため、保健室や視覚障害教育支援センター教職員による定期相談の利用、関係機関が設置している相談窓口に関する情報を広く周知する。

上記のことに関して、本校では、以下のような取り組みを重点的に進める。

①いじめに関する情報収集及び、相談体制

- (ア) 教職員は幼児児童生徒に気になる様子が見られた際にはためらうことなく生徒指導主事に報告するよう啓発を行う。
- (イ) 日頃から家庭・寄宿舎と学校が密に連絡を取り、連携及び情報交換を進める。また、学期に1回個別面談を実施し、保護者からの聞き取りを行う。
- (ウ) 1カ月に1回担任が教員アンケートを行い、幼児児童生徒の様子を記録する。
- (エ) 生活アンケート調査を年5回(5月、7月、10月、12月、2月)小学部～専攻科児童生徒に実施する。
- (オ) 昼休みに視覚障害教育支援センター教職員等が各学部を巡回し、生徒が自由に話せる場を作る。
- (カ) Google Classroomで児童生徒が自分の悩みを相談できる仕組みを作る。
- (キ) 生徒の希望によりスクールカウンセラーと話す時間を作る。
- (ク) 長期休み前に関係機関が設置している相談窓口について周知する。

②いじめに関する情報共有

- (ア) 教員アンケート、生活アンケートの情報を部内で共有し、複数の教職員の視点で確認することで、生徒のわずかな兆候を見逃さないようにする。
- (イ) 生徒から対人関係による心身の苦痛を訴える声がある場合や、教職員が心

身の苦痛を感じていると判断した場合には、生徒指導主事を通じて管理職に報告の上、各部署単位で緊急の情報共有の場を設け、いじめ防止対策会議に繋げる。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットの利用はその匿名性により、日常生活では行わない行為を行ってしまうこと、また、その拡散性により誹謗中傷が瞬く間に拡散してしまうなどの特徴がある。これらの特徴に加え、スマートフォン等の利用により、友人と 24 時間つながることが可能なことから、いじめ被害者は逃げ場がなく、すぐに深刻な事態に発展する可能性がある。これらをインターネットの特性を踏まえ、情報モラル教育を推進するとともに、インターネット上の嫌がらせもいじめであることを児童生徒に十分に周知する。

また、家庭においてもスマートフォンの使い方のルールを話し合う場を設けることや、フィルタリング設定を行い、学校・寄宿舎と家庭が一体となってインターネット上でのいじめの未然防止に努める。

上記のことに関して、本校では、以下のような取り組みを重点的に進める。

①児童生徒に対する教育・啓発

(ア) 情報モラル教室を行い、インターネットや SNS についての理解やトラブルへの対応方法を考える場を設ける。

②家庭との連携

(ア) スマホ家庭のルール作り運動を通じて、家庭でスマートフォン等の利用について話し合い、ルールを決める場を設ける。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア 「茨城県立盲学校いじめ防止対策委員会（以下「いじめ防止対策委員会」という）の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(ア) いじめ防止対策委員会は次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒・通学支援係長、生徒・通学支援係、保健主事、養護教諭、視覚障害教育センター部長、部主事、舎務部長、該当学年担当者、該当寄宿舎指導員

(イ) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合は、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

(ウ) いじめが疑われる事案の重大性等を勘案し、上記の構成員の招集を待たずに、校長、教頭、生徒指導主事、該当部主事、該当担任で臨時のいじめ防止対策委員会を開くことができる。

(エ) 校長はいじめ防止対策委員会を総理し、委員会を代表する。

(オ) いじめ防止対策委員会は校長が招集する。

(カ) いじめ防止対策委員会は次の区分で招集する。

年5回(6月、7月、10月、12月、3月)を定例会とし、いじめの兆候を把握した時やいじめの相談情報があった時はその都度臨時会とする。

(キ) いじめ防止対策委員会は次に上げる事務を所掌する。

1. 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
2. いじめの未然防止や早期発見に関する事柄を統括する。
3. いじめの疑いや幼児児童生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。
4. いじめ情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導の体制・対応方法の決定と保護者との連携等の対応を行う。
5. いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。
6. いじめ問題の具体的対応策を検討する。
7. 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う。
8. PDCA サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取り組みの検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止対策基本方針の見直しを行う。

(ク) その他、いじめ防止対策委員会の運営に必要な事項は、校長が決定する。

イ いじめに対する措置

「いじめ」が発生したら、いじめられている幼児児童生徒の心情を十分に理解し、一緒に「解決」を追求する。「解決」の確認は、いじめ対策委員会で行う。

(ア) 教職員がいじめと疑われる事案を発見した時、または、教職員に幼児児童生徒、保護者からいじめの訴えがあった時には、生徒指導主事に概略を報告し、教職員はその日のうちに事実関係の把握を行う。

(イ) いじめの有無を確認するために、校長、教頭、生徒指導主事、当該部主事、当該担任、関係教職員で事実関係を共有、整理する。また、その後の方針を決定する。

(ウ) いじめが確認された場合には、生徒指導主事は関係教職員と連絡を取り合い、いじめ対策委員会を開く準備をする。(休み中はできる限りの対応をする。)

(エ) 校長・教頭の指導・助言のもとにいじめ防止対策委員会を設置する。

(オ) いじめ防止対策委員会において、事例について状況を分析し、事実関係の

確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けての仮説を立て、追加の調査が必要か検討する。

- (カ) いじめ防止対策委員会の結果を県教育委員会へ報告する。
- (キ) いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた幼児児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った幼児児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。なお、被害幼児児童生徒の安全を確保するために必要と思われる場合は、保護者と連携を図りながら、いじめを行った児童生徒を一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (ク) 支援、指導を行っても 5 日以上いじめが継続している場合、第二次いじめ対策委員会を設置し、対応する。
- (ケ) 幼児児童生徒の変容を確かめ、いじめ解消に向かう変化が見られた場合は、いじめ対策委員会を設置し、今後の対応について検討する。なお「いじめの解消」は次の 2 つの要件が満たされている場合に、他の事情も勘案して、いじめ対策委員会で判断される。
 - (1) いじめに係る行為が少なくとも 3 ヶ月止んでいること。
 - (2) 被害幼児児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- (コ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署、児童相談所等と連携して対応する。

(3) 重大事態への対応

いじめにより、幼児児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、1ヶ月以上の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は重大事態とし、次の対応を行い再発防止策を講ずる。なお、「重大な被害」とは、①児童生徒が自殺を企図した場合、②身体に重大な傷害を負った場合、③金品等に重大な被害を被った場合、④精神性の疾患を発症した場合等である。

また、児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして次の対応を行い、再発防止策を講ずる。

- (ア) 重大事態が発生した旨を、県教育委員会に報告する。
- (イ) 対象幼児児童生徒・保護者、関係幼児児童生徒・保護者へ重大事態調査に関する説明を行い、調査事項や調査組織の構成等について、共通理解を図る。
- (ウ) 県教育委員会の調査主体の決定に従い、当該事案に対応する調査を実施する。対象幼児児童生徒・保護者との連絡を密に行い、情報が途切れないように留意しつつ、事実関係を詳細かつ速やかに把握する。

(オ) いじめの被害を受けた幼児児童生徒や情報を提供した幼児児童生徒を守るための措置を講ずる。いじめの加害幼児児童生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援をする。

(カ) 調査結果については、いじめを受けた幼児児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。

(キ) 上記調査結果については、県教育委員会を通じて、県知事に報告する。

(ク) いじめの被害を受けた幼児児童生徒には、状況に合わせて継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活や寄宿舎生活への復帰のための支援や学習支援を行う。

(ケ) 当該事態の事実真挚に向き合い、再発防止策を確実に実践する。

なお、上記の対応を確実にいき、確実な再発防止の提言のために以下の点に留意する。

(ア) 平時から「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」を明確にして記録を取るとともに、日頃の学校教育の中で作成されたメモ等をそのままにせず、整理する。

(イ) アンケートの質問票や聴取結果の保存期間は5年とする。

(ウ) 犯罪行為として取り扱われる事案については、警察に相談、通報して対応する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適正に取り組みを評価する。

(ア) いじめの未然防止への取組に関すること。

(イ) いじめの早期発見に関する取組に関すること。

(ウ) いじめへ対処するための取組に関すること。

これらの評価を通じて、いじめへの取り組みが計画通りに進んでいるかどうかをチェックする。また、評価に基づいて、学校の基本方針を体系的に見直し、必要に応じて年間計画等の修正等を行い、より適切ないじめの防止等の取り組みを進める。

令和7年度 いじめ防止に係る年間計画

月	活動内容・取り組み	道徳教育月テーマ
4	スマホ家庭のルール作り運動 相談窓口の周知	規則の尊重、遵法精神、 公德心
5	いじめ防止対策委員会① 生活アンケート① 保護者面談① スクールカウンセラー①	友情、信頼
6	職員会議でいじめ防止対策基本方針を周知 スクールカウンセラー② コミュニティスクール①	善悪の判断、自主、 自律、自由と責任
7	いじめ防止対策委員会② 生活アンケート② 情報モラル教室 新任者研修(生徒支援部) 相談窓口の周知	礼儀
8		
9	保護者面談② スクールカウンセラー③	節度、節制
10	いじめ防止対策委員会③ 生活アンケート③ スクールカウンセラー④	よりよい学校生活、 集団生活の充実
11	さわやかマナーアップ運動 いのちの大切さ講話 スクールカウンセラー⑤ 保護者会	勤労、社会参画、 公共の精神
12	いじめ防止対策委員会④ 生活アンケート④	生命の尊さ 家族愛、家庭生活の充実
1	スクールカウンセラー⑥	希望と勇気、努力と強い意志
2	いじめ防止対策委員会⑤ 生活アンケート⑤ 保護者面談③ スクールカウンセラー⑦ コミュニティスクール②	個性の伸長、向上心
3	スクールカウンセラー⑧	感謝、親切、思いやり
年間を通じて	部会等での情報共有、教員アンケート、視覚障害教育支援センター教職員による相談、舎連絡会・舎務会議での情報共有	